



発行責任者
東大和障害福祉ネットワーク
東大和市南衛 1-22-6
シティコート南衛1F
NPO 法人
自立生活センター・東大和内
TEL:042-567-2622
2011年3月22日発行

～2011年度 第6回 東大和障害福祉ネットワーク～

総会 & 市民講座 「東大和市の震災対策を考える」

東大和障害福祉ネットワークの第6回「総会&市民講座」が6月24日(金)午前10時より中央公民館視聴覚室にて開かれました。

今回の講座は「東大和市の震災対策を考える」というテーマにした事もあり当日は入りきれない程(50名以上)の参加者でした。それは、やはり3月の東日本大震災が被災地のみならず日本で生きる全ての人々、とくに要援護を必要とする本人、家族その関係者に大きな衝撃と「これから」への根深い不安を与えたからこそでしょう。

第1部の『総会』は例年通り代表(海老原)のあいさつに始まり活動報告、会計・監査報告、予算、役員改選、2011年度に向けてなど報告され、それぞれ承認されました。



第2部の「市民講座」は東大和市防災安全課と福祉推進課からそれぞれ担当者が出席され福祉推進課の石川課長の進行で下記のような話がされました。

- * 家庭でできる防災対策 (主に {自助} についての説明)・・・防災安全課 荒川主事
- * 東大和市の災害時要援護者対策 (全体計画の素案と内容等について)・・・福祉推進課 池田主任
- * 東日本大震災被災地派遣報告・・・中野副参事・三浦保健師

それぞれ丁寧な報告を頂きました。その後、時間が足りず十分に質問や意見等が受け切れなかったことが残念でしたが、震災当日の大混乱と当惑、当市の福祉避難所の明確な必要性や今後の具体的な対策

をどうすべきかなど少なからず行政に伝わったと思います。

この東大和市でもやっと要援護者対策の担当者も決まり素案も作られ第1歩が踏み出されました。すべては「これから」だと思います。



まだまだ大震災の爪あとは癒える事無く福島原子力発電所の放射能漏れ事故の被害は広がるばかりです。今こそ誰もが安心して安全な暮らしを守る大切さを考え行動する時ではないでしょうか。

今回、猛暑の中ご参加頂きました多くの市民の皆様、そしてお話頂きました市の担当者の皆様、本当に有難うございました。

東大和障害福祉ネットワークは今後もこうした講座等を開きつつ市民の切実な声や思いを行政に反映させながら「福祉のまち東大和市」の真の実現を目指して行きます。



※当日は、東大和市より資料として、

- 東大和市で苗講座（多摩湖塾）資料 「市の防災対策」、「家庭でできる防災対策」
- 東大和市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）（素案）
- 東大和市防災マップ

が、配られました。

関心のある方は、問い合わせしてみるのも良いかもしれません。

東大和市の要援護者対策の今

東大和市は今年度、東大和市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を策定するために動き出している。

計画の目的にも書かれていることだが、近年の日本列島はきわめて強い集中豪雨や台風による被害のほか、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震による震災、東日本大震災等、数年おきとも言える震災に襲われている。そういった状況の中、被災者の多くが高齢であったり、何らかの障害があったりする場合が多い。そのため、そのような災害時要援護者が避難するための支援体制を整えておくために、この支援プランを作ることになったという。

ちなみに東大和市のプランでは、災害時要援護者とは、**①高齢者（要支援認定者、要介護認定者）、②障害者、③難病患者、④妊産婦および乳幼児、⑤その他、支援が必要な人のこと**を示すそうだ。

災害時には、必要な情報をきちんと把握し、安全な場所に避難する避難行動とその後の避難生活を支援することが求められる。

市役所の支援体制は、次のようになっている。それは、「庁内に災害時要援護者支援班を設け、平常時は、防災や福祉の担当部局でプロジェクトチームを設置する、そして、市内の自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者との連携を図り、災害時要援護者に対する避難支援者を募る」というものだ。ただ、災害時はもちろん支援者自身も被災しており、あくまでも、支援は任意の協力に基づくものであることには留意する必要がある。

尚、このプランは、全体計画と、災害時要援護者ひとりひとりの動き方を定めた個別支援計画が作られるとのことである。

東大和市としては、個別支援計画の作成にあたり、湖畔地域をモデル地区に指定して、試案をつくり、その結果を踏まえるそうだ。それは、多摩湖（村山貯水池）の決壊のおそれや高齢者世帯の多さ、そのことによる孤立のおそれがあるということで、そこでの支援体制を整えることができるかで個別支援計画の実効性を確かめるというものらしい。

ただ計画策定の課題としては、高齢者約 20000 人の中に、災害時要援護者の要支援認定者、要介護認定者が 2400 人ちかくいるということで、どこまでの範囲を要援護者と考えるかという範囲の問題があるのではないだろうか。また、災害時の支援者の確保が不確定要素ではあるため、個別支援計画の想定がたてづらくもある。

さらに、これは避難支援なので、避難生活自体についても対策も待たれるところではある。

《東大和市地域自立支援協議会》

平成 22 年 3 月 29 日に東大和市地域自立支援協議会が発足し、今年も 5 月 27 日に第一回目、8 月 30 日に第 2 回目の東大和市地域自立支援協議会の開催がありました。

第 1 回目は、専門部会や相談窓口の体制について検討し、第 2 回目は協議会委員の研修会をしました。研修会は、‘さまざまな障害のある方の声を聞き、これからの相談支援に活かす’ということで、医療的ケアが必要な方、知的障害の方、精神障害の方、高次脳機能障害の方、難病患者の方から報告をいただきました。それぞれの方が、介護支援者の問題、就労の問題、相談先の問題などを抱えており、自立支援協議会の相談窓口の役割が大切になってくると感じられました。

専門部会・・・9月より各部会隔月で開催予定

生活部会

協議会委員 8 名

委員以外 8 名

就労部会

協議会委員 7 名

委員以外 7 名

*各委員は、障害福祉サービス事業所、企業、障害者団体、学校、社協、障害福祉課職員、職業安定所、保健医療関係者、障害者職業センター、就労支援室等の方です。

相談窓口について

相談窓口：社会福祉協議会

相談対象：身体・知的障害者に関わるもの

相談方法：①電話

②窓口来所（水曜日午前中）

③訪問

相談支援者：自立支援協議会委員有志数名

専門部会については、まずは市内での課題を持ち寄り、委員間での共通認識をはかるところから始めます。相談窓口については、11月中の開設を目標にしていますが、確定しましたら、市報、市のホームページ、社会福祉協議会便りでお知らせいたします。

(仮称)東大和市総合福祉センターの今

2008年度に市民懇談会で中身を検討されたが市民合意を得ず、2009年度、市民を含む基本計画検討委員会が設置の上、事業内容を再検討され、また2010年度建設に向けての動きが凍結されていた(仮称)東大和総合福祉センター。

凍結の理由は、「市の財政が厳しいので、好転するまでは建設を見合わせる」というもの。

しかし！

2011年4月、16年ぶりに市長が代わり、新たに動き始めました。

2011年8月22日、1年半ぶりに、基本計画検討委員会が開催されました。(開催決定が直前だったので、案内が掲載されたのは市のHPのみでした。)

最初に、市長から「財政が好転することは、当面の間はありえない。今できる範囲の中で、本当に必要なものを再検討していく必要がある。」とはっきり提示されました。

検討委員会の中では、あらためて、「本当にあそこに何かを作っていく意思はあるのか？」という確認がされ、それに対して部長から、「このまま何も建たない、というようなことになれば、東京都が大騒ぎになる。平成29年までには、何かを造り出す必要がある。」と返答がありました。

また、包括支援センターと就労支援センターが基本計画案から先行して抜けたことで(就労は総福の中に返ってくる可能性もありますが)、「総合」福祉センターではなく「障害者センター」に転換していくことも検討されたようですが、検討委員を再選考しているいろいろ組み替えなければならないこともあり、結果としては、今ある要綱をもう少し広く、事業内容だけではなく、建設のあり方も含めて検討できるよう、書き換えて続行することになりました。

市としては、今まで、市民参加の元、時間をかけて作り上げてきたこの基本計画を最大限尊重するために、今回、あえて市の方から「こういう風に作り変えたい」とか「事業をこんな風に組み替えたい」というような具体的な提案は出されず、まずは委員の意見を聞こうという姿勢でした。

今後、民設民営の可能性も含め、建設方式から考え直していくことになりそうです。

東京都としては、あくまでも東大和市に売った土地ですので、民設は基本的に認めていないようなのですが、そこも含めて検討をしていく必要性に迫られている、ということでしょうか。

とにかく、お金がかからない方法を考えなければなりません。

いいアイデアがあれば、ご意見お願いします。

今年度、10月、11月、1月、2月と、あと4回開催予定があるそうです。

皆様の傍聴も、お待ちしております！

障害者自立支援法の終焉にむけて

障害者自立支援法がもうすぐ終わってなくなることを、皆さん、ご存知ですか？

2009年10月に、長妻元厚労相が「重い負担と苦しみと、尊厳を傷つける、この障害者自立支援法を廃止する」と発言して以来、民主党内閣の元、戦後初めて障害当事者が過半数を占める委員会が立ち上がり、障害者の人権を守られた法の整備が急ピッチで進められてきました。この動きは、国連で採択された「障害者の権利条約」批准という、世界の流れから取り残されないためのものでもあります。

今まで、日本の障害者には、「人権」というものがありませんでした。

日本国憲法第14条においては、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって」人を差別してはいけない、と書いてありますが、そこに「障害によって」という条件は入っていません。また、従来の障害者基本法においては、「障害者を差別してはいけない」とは書いてありますが、「何が障害者に対する差別なのか」ということが定義されていなかったため効力を発揮していませんでした。

そのような背景の下、今、日本では、障害者の人権を取り戻すための改革が進んでいるわけです。

改革は、大きく分けて以下のとおりです。

- 1、障害者基本法の改正（2011年実施済み）
- 2、障害者自立支援法の廃止と新法「総合福祉法」の制定（2012年実施予定）
- 3、障害者差別禁止法の制定（2013年実施予定）

この「総合福祉法」の内容については、内閣府障がい者制度改革推進会議、総合福祉法部会の中で1年半に渡り議論されてきましたが、去る8月30日に、とうとう骨格提言がまとめられました。

総合福祉法の骨格提言自体は122ページにわたる膨大な内容ですが、そのポイントは以下の6点です。

【1】障害のない市民との平等と公平

恩恵や慈善の客体（弱者救済の論理）から権利の主体（他の者との平等）へのパラダイムシフト

【2】谷間や空白の解消

障害者手帳要件ではなく障害ゆえの「生活のしづらさ」への支援へ

【3】格差の是正

「障害を持って暮らしやすい街」と「障害者が支援を受けて暮らすことが現実的に厳しい街」の格差を是正する

【4】放置できない社会問題の解決

「家族の丸抱え、ないし施設・病院への丸投げ」という二者択一状態から、第三の選択肢としての「地域生活支援体制の充実と、効果的な地域移行プログラムの推進」を目指す

【5】本人のニーズにあった支援サービス

障害程度区分の問題や国庫負担上限問題など、ニーズを抑制するような支援体系を再編するだけでなく、パーソナルアシスタントという本人の選んだ、本人主導の継続的介助サービスを導入

【6】安定した予算の確保

この骨格提言を基に、来年3月には法案が国会に上程されます。要注視ですよ！

障害者就労支援室開設

8月1日より東大和市障害者就労支援室が開設しました。障害者自立支援法による障害者就労支援センターができるまでの、支援を行うものです。一日も早く就労支援センターが開設され、その機能を十分に発揮していくためにも、この障害者就労支援室が良いものになる事を期待しています。

障害者就労支援室 概要 (東大和市役所ホームページより)

障害者就労支援室では、障害者の一般就労の機会を拡大し、障害者が安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供します。ぜひご利用ください。

【開室日時】

毎週月・火・木・金曜日午前9時～正午及び午後1時～5時

【場所】

障害者就労支援室 (市役所会議棟1階)

【利用できる方】

原則として市内在住の方で、一般就労を希望しているまたは一般就労している障害者。※障害者手帳の有無は問いません。

【事業内容】

- 働くことについての相談
- 就職準備支援
- 求職活動の支援
- 就業生活継続支援
- 職場定着支援 ほか

【利用の流れ】

1. 相談 (必ず電話またはファックスで予約をしてください)
2. 2回程度の面談で登録の検討をします
3. 利用登録
4. 利用登録をした方に対し、就労に向けた支援及びその後の支援を行います。

【費用】

相談に係る費用は無料。ただし、交通費等は利用者の負担です。

相談の予約・お問い合わせ

障害福祉課 障害者就労支援室

電話:042-563-2111(内線2309) ファックス:042-563-5938

Email: shogaishurou@city.higashiyamato.lg.jp

登録していますか？

東大和市安全安心情報送信サービス

東大和市では、市内の不審者出没情報など市民や子どもの安全に関する情報及び災害（地震・台風・大雨）情報を、あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンへ電子メールで送信するサービスを行っています。

【提供する情報】

- 犯罪・不審者情報
 1. 東大和警察署が提供する犯罪にかかわる情報及び市民の行方不明者情報
 2. 小中学校などの周辺で発生した不審者出没情報
- 災害情報
 1. 震度4以上の地震が発生したとき
 2. 台風・大雨・洪水・大雪等による警戒警報が発令されたとき
 3. その他市民の生命、財産を脅か発生したとき

【提供する時間帯】

原則として、月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始は除く）

【情報提供の流れ】

メール送信会社に登録手続き(市民)→情報発生 →東大和市役所防災安全課
→ メール送信会社 → 情報提供登録済市民

東大和市安全安心情報サービスへの登録方法

仮登録

携帯電話またはパソコンから下記の仮登録用アドレスへ空メールを送信してください（ドメイン指定受信している場合は、下記ドメインからのメールを受信可能に設定してください）。

仮登録用アドレス：hyamato.anzen@mpme.jp（半角英数）

本登録

確認メールが送信されますので、そのメールからリンクされている本登録用アドレスへ接続し、登録者種別など必要事項を入力し送信してください（仮登録後、本登録の手続きを行わない場合、24時間後に仮登録の内容が自動的に消滅します）。

※計画停電時には、実施か中止かの情報なども送られてきて、役立ちました！

※詳しくは東大和市ホームページにてご確認ください。

ある役員の一言

三月の震災以来、災害対策のこと、放射能のことなど考えることが多くなりましたね。そして、この夏はみんなで節電を頑張りました。これからも平凡な日常を送っていくために、時々立ち止まって生活を見直しながら、過ごしていきたいですね。